

日本及朝鮮古塔表

一、日本古塔表は、特別保護建造物に指定せられた古建築物中より抄出したもので、之に關しては岩井武俊君著「日本古建築精華」(三冊)を底本としなほ木村貞吉氏の「特別保護建造物綜覽」を參照した。それ故社寺の所屬してゐないものは、從つて此の表中に脱してゐる。塔に於いては其の例多くはないが、附載した橋に於いては蓋し少なからず存在する。例へば周防の錦帶橋の如きはそれである。此の表は島田貞彦君を煩はしたこと茲に記して置く。

一、朝鮮古塔表は、關野博士編著に係る「朝鮮各時代建築及美術品略表」に「朝鮮古蹟圖譜」を參照しがたはら總督府の古蹟調査報告類載する處のものを増補して編纂したものであつて、半島に於ける最も特色のある羅麗兩朝の石塔類を主

とし李朝のそれは單に顯著な三四例にとめた。なほ石塔と相似たものに浮圖の類があるがこゝにはそれを省いた事を一言して置く。此の表は梅原末治君の作製に係る。

「日本古建築精華収載以後特別保護建築物に指定せられた塔婆は、同書の著者岩井武俊氏から懇切なる示教を得て、之を追加することを得たのは、特に感謝の意を表する所である。

日本古塔表附古橋

飛鳥時代

一 法隆寺五重塔

奈良縣生駒郡法隆寺村
推古十五年(677)(A. D. 607)

二 法起寺三重塔

奈良縣生駒郡富鄉村
推古十五年(A. D. 607)

三 法輪寺三重塔

奈良縣生駒郡富鄉村
推古二十二年(A. D. 622)

四 石塔寺三重石塔

滋賀縣蒲生郡櫻川村

奈良時代

五 薬師寺東塔(三重)

奈良縣生駒郡都跡村
文武二年(A. D. 699)

六 當麻寺東塔(三重)

七 當麻寺西塔(三重)

八 笠山寺七重石塔

弘仁時代

九 室生寺五重塔

十 於美阿志神社十三重石塔(今十層)

奈良縣高市郡阪合村
滋賀縣滋賀郡坂本村

十一 延暦寺相輪塔

藤原時代

十二 醍醐寺五重塔

京都府宇治郡醍醐村
天長元年(A. D. 824)

天長五年(A. D. 851)

弘仁十一年(820)

奈良縣北葛城郡當麻村
奈良縣宇陀郡室生村
同 所

三 純瑞璃寺三重塔

鎌倉時代

京都府相樂郡當尾村

四 金胎寺多寶塔

京都府相樂郡東和束村
建保11年(A. D. 1214)

五 海住山寺五重塔

京都府相樂郡瓶原村

六 興福寺三重塔

奈良縣奈良市登大路町

七 不退寺多寶塔

奈良縣添上郡佐保村

八 靈山寺三重塔

奈良縣生駒郡富雄村
滋賀縣北葛城郡百濟村

九 百濟寺三重塔

奈良縣北葛城郡百濟村
滋賀縣滋賀郡石山村

一一 慈眼院多寶塔

大阪府泉州郡日根野村

文永八年(A. D. 1271)

一一 金剛三昧院多寶塔

和歌山縣伊都郡高野村

貞應二年(A. D. 1223)

一一 長保寺多寶塔

和歌山縣海草郡濱中村

一四 浄土寺多寶塔

廣島縣尾道市尾崎町

一五 石手寺三重塔

愛媛縣溫泉郡道後村

一六 西明寺三重塔

滋賀縣犬上郡東甲良村

一七 明通寺三重塔

福井縣遠敷郡松永村

文永七年(A. D. 1270)

一八 大福光寺多寶塔

京都府船井郡高原村

嘉歷二年(A. D. 1327)

一九 淨妙寺多寶塔

和歌山縣有田郡笑島町

一一〇 日龍峯寺多寶塔

岐阜縣武儀郡下ノ保村

一一一 長福寺三重塔

岡山縣英田郡福本村

一一二 前山寺三重塔

長野縣小縣郡西鹽山村

一一三 般若寺十三重石塔

奈良縣奈良市般若寺町

一一四 西蓮寺相輪櫓

茨城縣行方郡玉川村

一一五 法泉寺十三重石塔

京都府綴喜郡草内村

弘安八年再建(A. D. 1295)

弘安元年(A. D. 1278)

城町時代

二六 法觀寺五重塔

京都市下京區下河原通

永享十二年(A. D. 1440)

二七 興福寺五重塔

奈良縣奈良市登大路町

應永三十三年(A. D. 1426)

三 法道寺多寶塔

大阪府泉州北都上神谷村

兵庫縣美嚢郡上淡河村

四 石峰寺三重塔

兵庫縣加西郡下里村

永祿五年(A. D. 1562)

五 寶塔寺多寶塔

京都府紀伊郡深草村

明應年間(A. D. 1492—1500)

六 智恩寺多寶塔

京都府與謝郡吉津村

弘和11年(A. D. 1382)

七 金剛院三重塔

京都府加佐郡志樂村

八 崇船寺三重塔

京都府相樂郡富尾村

永享四年(A. D. 1432)

九 吉田寺多寶塔

奈良縣生駒郡龍田町

天文11年(A. D. 1533)

十 南法華寺三重塔

奈良縣高市郡高取町

應永11年(A. D. 1404)

E 圓城寺三重塔

滋賀縣大津市別所

四 總見寺三重塔

滋賀縣蒲生郡安土村

五 護國院多寶塔

和歌山縣海草郡紀三井寺村

文安六年(A. D. 1449)

六 大傳法院多寶塔

和歌山縣那賀郡根來村

永正十一年(A. D. 1515)

七 西國寺三重塔

廣島縣尾道市久保町

貞和四年(A. D. 1343)

八 明王院五重塔

廣島縣沿隈郡草戸村

天文11年(A. D. 1533)

九 寶山神社多寶塔

廣島縣佐伯郡嚴島町

應永11年(A. D. 1404)

一 瑞璃光寺五重塔

山口縣吉敷郡山口町

天祐11年(A. D. 1533)

癸 福壽院多寶塔

壬 萬德寺多寶塔

性海寺多寶塔

癸 三明寺三重塔

大樹寺多寶塔

亥 新海三社神社三重塔

巳 國分寺三重塔

巳 大法寺三重塔

酉 安樂寺四重塔(八角)

愛知縣一ノ宮市
愛知縣中島郡稻澤町

同 上

天文四年(A. D. 1535)

長野縣南佐久郡田口村

長野縣小縣郡神川村

長野縣小縣郡浦里村

長野縣小縣郡別所村

巳 大樹寺多寶塔

巳 新海三社神社三重塔

巳 國分寺三重塔

巳 大法寺三重塔

酉 安樂寺四重塔(八角)

空 西明寺三重塔

亥 談山神社十二重塔

空 常樂寺三重塔

亥 八幡神社三重塔

充 名草神社三重塔

巳 向上寺三重塔

七 闕迦井坊多寶塔

七 新長谷寺三重塔

十三 密藏院多寶塔

栃木縣芳賀郡益子町
奈良縣磯城郡多武峯村
滋賀縣甲賀郡石部町
兵庫縣武庫郡山田村
兵庫縣養父郡八鹿町
廣島縣豊田郡瀬戸田町
山口縣都濃郡末武北村
岐阜縣武儀郡吉田村
愛知縣東春日井郡篠木村

天文元年(A. D. 1532)

享祿五年(A. D. 1532)

文正元年(A. D. 1466)

大永五年(A. D. 1525)

永享四年(A. D. 1432)

長祿四年(A. D. 1460)

桃山時代

七 金剛寺多寶塔	愛知縣碧海郡知立町	永正六年(A. D. 1509)
八 東觀音寺多寶塔	愛知縣渥美郡二川町	大永八年(A. D. 1528)
九 金鑽神社多寶塔	埼玉縣兒玉郡青柳村	天文三年(A. D. 1534)
十 小山寺三重塔	茨城縣西茨城郡北那珂村	寛正六年(A. D. 1465)
十一 觀音寺多寶塔	愛知縣愛知郡荒子村	天文五年(A. D. 1536)
十二 風浪神社五重塔	福岡縣三瀬郡大川町	正平十年(A. D. 1355)
十三 嚴島神社揚水橋及左右内侍橋	廣島縣佐伯郡嚴島町	弘治八年(A. D. 1556)
十四 同社末社大國神社長橋	同	同上
十五 同社反橋	所	弘治九年(A. D. 1557)
十六 同	同	
十七 所	所	
十八 上	上	

九 同社走井橋

德川時代

滋賀縣滋賀郡坂本村

天正十四年(A. D. 1586)

- 九 妙成寺五重塔
三 教王護國寺五重塔
一 仁和寺五重塔
一 法華經寺五重塔
一 常寂光寺多寶塔
九 淺草寺五重塔
九 寬永寺五重塔

石川縣羽咋郡上甘田村
京都市下京區大宮通
京都府葛野郡花園村
千葉縣東葛飾郡中山村
京都府葛野郡嵯峨町
東京市淺草區淺草公園
東京市下谷區上野公園

元和四年(A. D. 1618)
寛永十八年(A. D. 1641)
寛永十四年(A. D. 1637)
元和八年(A. D. 1622)
慶安元年(A. D. 1648)
寛永十六年(A. D. 1639)

追 加

- 10H 懸所石寶塔
10K 國津神社十三重石塔

滋賀縣野洲郡小津村
三重縣一志郡太郎生村

(鎌倉時代)
(同上時代)

朝鮮古塔表

三國及新羅統一時代

- 一 芬草寺層塔(今三重) 慶北慶州郡慶州
善德女王三年(A. D. 634)
- 二 大唐平百濟塔(五重) 忠南扶餘郡縣內面
武烈王七年(A. D. 660)
- 三 廢彌勒寺七重石塔(今存六重) 全北益山郡金馬面
- 四 益山王宮五重塔 全北益山郡王宮面
- 五 塔亭里七重石塔 忠北忠州郡可金面
- 六 佛國寺多寶塔 慶北慶州吐含山
景德王十年(A. D. 751?)

- 104 寶林寺九重石塔 京都府南桑田郡宮前村
(鎌倉)正應五年(A. D. 1175)
- 105 新殿神社十二重石塔 京都府相樂郡山田莊村
(室町)延德九年(A. D. 1491)
- 110 遍照院三重塔 岡山縣淺口郡河內町
(同上)永享年間(A. D. 1429—41)
- 110 西明院三重塔 岡山縣和氣郡香登村
(同上)嘉吉六年(A. D. 1441)
- 111 仁寶寺三重塔 新潟縣北蒲原郡乙村
(桃山)慶長十九年—元和六年
(A. D. 1614—20)
- 111 長命寺三重塔 滋賀縣蒲生郡島村
(同上)慶長一年(A. D. 1597)

七 佛國寺釋迦塔(三重) 慶北慶州郡吐含山
八 華嚴寺舍利塔 全南求禮郡智異山

九 華嚴寺獅子塔 同

10 同東塔(五重) 同

11 同西塔(五重) 同

12 無量寺五重塔 同

13 桐華寺毘盧庵三重石塔 同

14 桐華寺金堂庵東塔(三重) 同

15 同上西塔(三重) 同

忠南扶餘郡萬壽山 慶北達城郡八公山
惠恭王七年(A. D. 771)

十六 梵魚寺二重石塔 慶南東萊郡金井山

十七 通度寺三重石塔 慶南梁山郡鷲栖山

十八 海印寺寂光殿前三重石塔 慶南陝川郡伽倻山

十九 同寺紅箭門側三重石塔 同

二十 麻法水寺三重石塔 上

慶北星州郡伽倻山

二十一 廢居頓寺三重石塔 江原原州郡富論面

二十二 羅原里五重石塔 慶北慶州郡見谷面

二十三 狼山東麓三重石塔 慶北慶州郡內東面

二十四 南山里三重石塔 慶北慶州郡內東面

興德王九年六(A. D. 884?)

- 十五 永川廢寺址三重石塔(今破) 慶北永川郡琴湖面
- 十六 廢聖住寺五重石塔 忠南保寧郡聖住山
- 十七 廢聖住寺三重石塔(三基) 忠南保寧郡聖住山
- 十八 廢長淵寺三重石塔 江原淮陽郡長楊面
- 十九 正陽寺三重石塔 江原淮陽郡金剛山
- 二十 神溪寺三重石塔 江原汗城郡金剛山
- 二十一 浮石寺三重石塔 慶州榮州郡太白山
- 二十二 金山寺舍利塔前五重石塔 全北金堤郡母岳山
- 二十三 光州公園五重塔 全南北州郡光州公園

後百濟甄萱考(A. D. 893—935)

- 四 新元寺五重塔 忠南公州郡鷄籠山
- 五 義興西郊五重石塔 慶北軍威郡孝令面
- 六 邑玉坪七重石塔 江原原州郡本部面
- 七 邑玉坪七重石塔 同 上
- 八 珀谷洞三重石塔 慶南清道郡錦川面
- 九 廢長淵寺三重石塔(1基) 同 上
- 一〇 達川里三重石塔 慶北尙州郡沙伐面
- 一一 院洞三重石塔 慶北善山郡善山面
- 一二 西岳里三重石塔 慶北慶州郡府內面

聖 鴻良里五重石塔

忠南扶餘郡鴻山面

國 安東邑西三重石塔

慶北安東郡府內面

聖 春陽北郊三重石塔

慶北奉化郡春陽面

哭 草庵三重石塔

慶北榮川郡小白山

哭 昌寧東塔(五重)

慶南昌寧郡邑內面

哭 昌寧西塔(五重)

慶北高靈郡高靈小學校庭

哭 高靈邑北廢寺三重石塔

慶南咸安郡漆谷面

聖 長春寺石塔(今存三重)

慶北尚州郡尚州面

聖 尚州邑內石塔(今破)

慶南咸安郡漆谷面

聖 高山寺三重石塔

黃海鳳山郡洞仙面

聖 春宮里五重石塔

京畿廣州郡春宮里

西 同三重石塔

同 上

西 鶴峯里七重石塔

忠南公州郡反浦面

西 同四重石塔

同 上

西 舍那寺三重石塔

京畿楊平郡古邑面

天 證心寺三重石塔

全南光州郡無等山

堯 大興寺三重石塔

全海南郡頭輪山

杏 麟角寺三重石塔

慶北軍威郡古老面

六 青谷寺三重石塔
玄 醍泉邑東三重石塔

慶南晉州郡

七 石窟庵三重石塔
玄 到彼岸寺三重石塔

慶北醴泉郡醴泉面
江原鐵原郡吐含山

八 曹院洞五重石塔(蓋段狀)

慶北慶州郡春山面
江原鐵原郡東松面

九 塔里洞五重石塔(同上)

慶北義城郡山雲面
慶北善山郡善山面

十 磬竹杖寺五重石塔(同上)

慶北善山郡海平面
慶北慶州郡內東面

十一 大門洞三重石塔(同上)

慶北慶州郡內東面

十二 南山里三重石塔(同上)

慶北慶州郡內東面

景文王四年(A. D. 864)

一 歸信寺三重石塔
二 廢神福寺三重石塔
三 廢淨惠寺十二重石塔
四 金山寺六角多層石塔
五 藥師庵石塔(今破)
六 金泉驕巖塔(今破)
七 石亭里九重層塔
八 神勒寺五重磚塔
九 安東邑南五重磚塔

全北全州郡母岳山
江原江陵郡城南面
慶北慶州郡江西面
全北金堤郡母岳山
江原原州郡今勿山面
慶北金泉郡開寧面
忠南青陽郡定山面
京畿驪州郡北內面
慶北安東郡府內面

- 充 安東邑東七重磚塔 慶北安東郡府內面
- 合 造塔洞五重磚塔(初層石築軒以上磚築) 慶北安東郡一直面
- 八 上丙里石心灰皮多層塔(今存六重) 慶北尙州郡外南面

高麗時代

- 三 磬開心寺五重石塔 慶北醴泉郡醴泉面 穆宗十二年(A. D. 1009)
- 三 磬開國寺七重石塔 京畿開城郡青郊面(今在京城總督府博物館) 顯宗九年(A. D. 1018)
- 八 磬興開寺石塔 京畿開城郡松都面滿月町 同十一年(A. D. 1021)
- 全 磬獅子頻迅寺獅子塔 忠北堤川郡寒水面 同十三年(A. D. 1022)
- 八 磬淨兜寺五重石塔 慶北漆谷若木面(今在京城總督府博物館) 同二十一一年(A. D. 1030)

- 全 普賢寺九重石塔 平北寧邊郡妙香山 嘉宗十年(A. D. 1044)
- 八 雲門寺石塔(一基) 慶南清道郡雲門面
- 允 佛靈寺端塔(破碎) 同清道郡梅田面龍山洞
- 九 磬歸泰寺五重石塔(破損) 忠南論山郡連山面
- 八 磬歸法寺石塔(破損) 京畿開城郡嶺南面
- 坐 灑燭寺石塔(今四重) 忠南論山郡般若面
- 坐 磬玄化寺七重石塔 京畿開城郡嶺南面
- 坐 磬靈通寺五重石塔 京畿開城郡嶺南面
- 坐 同三重石塔(一基) 同 上

九 春川邑西七重石塔

江原春川郡春川面

十 平昌邑西南南五重石塔

江原平昌郡平昌面

十一 平昌邑東東北五重石塔

同 上

十二 麟慈福寺五重石塔

平南成川郡成川面

十三 海州水庫側五重石塔

黃海海州郡海州面

十四 海州邑東五重石塔

同 上

十五 道岬寺五重石塔

全南靈巖郡月出山

十六 本楮田洞五重石塔

江原原州郡好楮面

十七 麟天興寺五重石塔

忠北天安郡聖居面

一〇五 麟興法寺二重石塔

江原原州郡地正面

一〇六 麟廣照寺五重石塔

黃海海州郡錦山面

一〇七 月光里五重石塔

黃海安岳郡安岳面

一〇八 同 層塔

同 上

一〇九 洒泉里三重石塔

江原寧越郡兩邊面

一一〇 香林寺東塔

全南順天郡順天面

一一一 同 西塔

同 上

一一二 麟州邑南三重石塔

京畿麟州郡州內面

一一三 同邑西三重石塔

同 上

- | | | |
|----|--------------|------------|
| 二四 | 成川邑北三重石塔 | 平南成川郡成川面 |
| 二五 | 廢王吏寺獅子塔 | 今在慶南咸安郡廳前庭 |
| 二六 | 廢朱勤寺五重石塔(今破) | 慶北善山郡桃閑面 |
| 二七 | 桃李寺華嚴石塔 | 同善山郡海平面 |
| 二八 | 青陽邑三重石塔 | 忠南青陽郡青陽邑 |
| 二九 | 廢寶林寺三重石塔(破) | 慶南昌寧郡靈山面 |
| 二〇 | 廢長庚寺五重石塔 | 平北定州郡玉泉面 |
| 二一 | 紅門里五重石塔 | 黃海殷栗郡縣內面 |
| 二二 | 廢大鳥寺三重石塔(破) | 忠南扶餘郡林川面 |

- | | | |
|----|---------------|-------------------------|
| 二三 | 麻谷寺五重石塔(頂安寶塔) | 忠南公州郡寺谷面 |
| 二四 | 成佛寺五重石塔 | 黃海黃州郡正方山 |
| 二五 | 廢東方寺八重石塔 | 慶北星州郡星州面 |
| 二六 | 神光寺五重石塔 | 黃海南海州郡北山高山 |
| 二七 | 廢禹福寺五重石塔 | 全南南原郡南原面 |
| 二八 | 興敬寺五重石塔 | 京畿高陽郡崇仁面 |
| 二九 | 永明寺八角石塔 | 平南平壤府錦鑄山
(今在東京大倉集古館) |
| 二〇 | 廢栗里寺八角石塔 | 平南大同郡栗里面 |
| 二一 | 廣法寺八角石塔 | 平南大同郡林原面 |

忠惠王復位三年(A. D. 1342)

〔三〕 間似亭八角七重石塔

平南大同郡古平面
(今在平壤府大同門外)

〔四〕 月精寺八角九重石塔

江原平昌郡五臺山

〔五〕 普賢寺八角十三重石塔

京畿開城郡扶餘山
(今在京城總督府博物館)

〔六〕 麋敬天寺大理石多層塔

全南和順郡道巖面

〔七〕 多塔峯石塔(十四基)

平北寧邊郡妙香山

二重方塔

一基

三重方塔

二基

五重方塔

三基

六重方塔

一基

李朝時代

七重方塔

五基

四重圓塔

一基

七重圓塔

一基

〔一〕 大圓覺寺大理石塔

京畿京城府パゴダ公園

世祖十一年(A. D. 1467)

〔二〕 洛山寺七重石塔

江原襄陽郡

世祖十三年(A. D. 1468)

〔三〕 神勒寺多層大理石塔

京畿驪州郡北面

成宗三年(A. D. 1472)

〔四〕 大院里七重石塔

京畿長湍郡津西面

熱田の裁断橋

一

「てんしやう十八ねん二月十八日に、をたはらへの御ぢんぼりをきん助と申、十八になりたる子をたゞせてより、又ふためとも見ざるかなしさのあまりに、いまこのはしをかける成はゝの身にはらくるいともなり、そくしんじやうぶつし給へ、いつかんせいしゆんと後によの又のちまで、此かきつけを見る人は、念佛申給へや卅三年のくやう也」

是は名古屋熱田の精進川の上、東海道筋に架けてある裁断橋の西南隅の青銅擬

寶珠の刻銘である。天正十八年二月十八日豊臣秀吉の小田原攻の軍に従ふ可
く出立した堀尾金助なる十八歳の若武者の母は此の最愛の子の凱旋を迎へる
ことが出来ず此の日が遂に永遠の袂別となつたのである。悲しさの餘り三十
三回忌の供養として此の橋を架けるのである。母の爲には落涙の縁となる
が、さうか即身成佛をして呉れよ。金助の法名逸岩世俊禪定門の名を稱へて後
の世の後まで永久に此の銘文を見る人は念佛をして呉れよと云ふのが此の文
の意味である。

我が國の古金石の銘文は固より數多い古文書の中にも斯くも短かくして斯
くも直截に人の肺腑を突く至情の文は他に其の例が多くあらうか。綿々とし

て絶つことの出来ない親子愛慕の情は深く此の青銅の上に彫られて四百年の
今日なほ此の銘文を讀むものをして一掬の涙を濺がしめ假令異教の徒と雖も、
中心念佛を唱へずには措かしめないではないか。此の銘文の事は手近かな吉
田東伍氏の『大日本地名辭書』にも錄せられ『名古屋市史』には其の拓本の寫眞をも
載せて居り川上孤山氏著『妙心寺史』の三浦周行博士の序文にも之を擧げてゐら
れるのであるが私は栗野君の雑誌『國民史談』の本年一月號に引用せられてゐる
のを讀んで始めて氣がついたのである。橋に關して興味を有する私は殊更之
に感動せしめたので、三月朔東京からの歸途熱田に下車して二十年振りに
神宮に參拜し、一言の道案内を乞はずして地圖の上に名も無い此の橋を尋ねあ

てることが出来た。恰も何者かゞ私を冥々の中に其の場所に引張つて行つたかの様に。

併し此の裁断橋は市中のドブ河に架せられた小やかな木橋に過ぎない。精進川は熱田の御祓川であるとも云ふが、鹽水の出入する小汚なき水溜りとも云ふ可きもので、人家の肆比した國道筋にある長十間許りの此の橋は、橋板には土砂を敷き、白ペンキ塗りの粗末な欄干、木造の近世的の橋脚、たゞ其の兩端橋詰の擬寶珠柱四本が石柱であるばかり(此の石柱も明治年間の改造である)橋としては構造上にも美術上にも何の見る可きものがないのであるが、其の四箇の青銅擬寶珠こそ古い柱の唯一の片身である。

橋の袂南側には姥堂(うばどう)と云ふ小さい御堂がある。是は奪衣婆の像を祀つた時宗の佛宇であつて、早く南北朝の延文三年(西紀一三五六)に法順道人嚴阿上人に歸依して、今の地に堂を建て、熱田神宮涙ヶ池の邊にあつた本尊を安置したと云ひ、紹巴の『富士見道記』永祿十年(西紀一五五八)八月十一日の條に「夜に入て鹽瀬を辿るほゞ、手を取く、讚歎橋にあがり、此名は當宮本地焰魔王宮にておはしますとて、三途川祖母丈六像あり」と見えて居るから、橋とは直接に關係はなくとも金助の父母も定めし屢々參詣したことであらう。此の堂の左側丁度かの銘文のある擬寶珠に接して、小さい茶店が掛つてゐる。天正の昔も熱田の宮に參詣し、姥堂に足を留める人の爲めに、此の地點にサイダーはなくとも茶店の床几は出

されて居つたこと想像せられるのであるが、さて床几に腰をかけながら見ると
はなしに此の擬寶珠に眺め入れば其處に「てんしやう十八年」の銘文が讀まれる
のである。他の三箇の擬寶珠の銘が皆な次の様な漢文體に書かれてゐるのでに
引きかへて、此の西南隅のみは假名文で書かれてあるのは、姥堂に參詣し此の橋
の袂に休らふ人々に讀ましめる深い用意から出たものかも知れない。

〔熱田宮裁談橋(裁讀に作る)右檀那意趣者堀尾金助公天正十八年六月十二日(東南隅には十八日に作る)於相州小田原陣中逝去其法名號逸岩世俊禪定門也慈母哀餘修造
此橋以充卅三年忌普同供養之儀矣〕

此の漢文體の銘文は、其の修造の目的を明瞭に語る點に於いて假名文のそれに

比して勝るものがあるけれども、其の有りの儘なる心情を發露した彼の文には
到底及ぶ可くもない。恐らくは此の漢文體のものは、檀那寺の和尙なきの手に
成つた文章に過ぎないであらうが、かの眞率なる假名文に至つては、金助の母者
人親ら作つたものと思ひなされるのである。

裁斷橋は以前古くから此の地點にあつたことは、永正六年(西紀一五〇六)の『熱
田講式』にも裁談橋の名見え、享祿二年(西紀一五二九)の『熱田總圖』などにも現はれ
てゐるので分かるが(古雅)其の名は既に堀尾金助母の銘文にも裁談。裁讀。の兩
様に見え、なほ讀嘆讀談。三淡齊淡なさゝも書し(一に御姥子橋と云ふ)『熱田之記』
には「按大宮司家隆時居宅稱御所若此地裁斷民訴處故有此名乎」と云ひ、人見泰氏

の説には、姥堂の附近にある處から、三途橋と云つたのを『三ダ』『サイダン』と訛したのであらうと云ひ、或は弘法大師此地にて讚檀の事ありし故とも云ひ、或は昔社家背法の事あれば此の川側にて裁断し、東の方へ追拂つた爲めに出た名であるなき、各種の説が書き物に出てゐるけれども、三途橋の説は固よりのこと、其他の説も遠に受け取ることが出来ない。

二

扱て堀尾金助は如何なる人であつたかと云ふに、彼は天正十八年小田原戦後遠州濱松の城主となつた堀尾茂助吉晴(可晴とも作る)の子である。吉晴は帶刀先生と呼ばれ、天文十二年に生れ、信長から次いで秀吉に屬し、多くの戦功を立て

たことは『太閤記』などにも屢々現はれ、浮瑠璃の『日吉丸稚櫻』にも出て來る人であつて、尾州上郡供御所の産である。秀吉の薨後も家康と五奉行の間を斡旋し、慶長五年には雲州松江に封ぜられたが、金助の弟彌助忠氏は天正五年に生れ、堀尾氏系圖(妙心寺春光院所傳)には其の母は津田黨女とあるから、金助は四つ違ひの惣領であり、恐らくは同じ母の腹から生れたのであらうと思はれる。父吉晴は慶長十六年に六十九歳で死んでゐる故、金助は彼が三十一歳の子であり、小田原出陣の際には金助十八歳、父は四十八歳である。父吉晴も小田原の陣に出征してゐるから、恐らくは金助も父に従つて一緒に軍に赴いたのであらう。『徇行記』と云ふ書物には「尾張海東郡戸田村西照寺八世釋誓圓寛文七丁未記セシ縁起ニ天正十八

年庚寅、第四代淳誓遷俗シテ横井源助ト名ノリ、小田原ノ合戦ニ向フ、同六月十八日、堀尾金助トイヘル者、小田原ノ陣中ニ於テ戦死セリ、源助彼ガ道具ヲタヅサヘテ國ニ歸リ、彼金助ガ母ニ與ヘケルニ、彼母愁傷ニ堪入、因テ菩提ノ爲熱田ニ橋ヲカケケルニ、源助再ビ僧ニ遷リ、本ノ淳誓ト號シテ、橋供養ノ日、群衆ノ人々ニ對シテ佛法ヲ讚嘆シテ、菩提ノ橋ノ由來ヲ説シ故ニ、此裁斷橋ヲ呼デ時ノ人又ハ讚嘆橋ト呼ビシトカヤ」と、稍々詳に此の橋に關する事を記したものがあるけれども、是は寧ろ件の橋銘から作り出された話とも疑はれるので信用することは出来ない。たゞ之によつて寛文頃の人も此の橋銘を讀んで其の感想を深くしたものがあることを知り得るに止まるのである。

金助の父吉晴は嫡子金助追福の爲め、早くも天正十八年妙心寺に金助の法名逸巖世俊の中から俊巖の二字を取つて、俊巖院(今の春光院)を建立し、九天和尚の法嗣碧潭を以て開祖とし、南化和尚の『虛白錄』には逸巖世俊禪定門の桂眞の語ながも見え、今なほ春光院には金助の生けるが如き木像は其の父母のそれと共に安置せられてゐる。(寺史)併し此の俊巖院の建立のみでは尚ほ心をやることの出來なかつた金助の母は、夫の死後彼が三十三回忌の後にも、金助の爲めに熱田の裁断橋の修造を思ひ立つたのであつた。

以上は堀尾金助と其の父母に關する我々の知り得る史實であるが、吉晴が妙心寺に俊巖院を建立したことを見なくては、更には又た金助と其の母とに就

いて此の橋銘以外に何等の知識を持つて居なくとも、それ丈けで澤山である。

其處に現はれて來るのは、父吉晴に従つて舞堂に立つ凜々しい出陣姿の生年十八歳の堀尾金助である。敦盛の如き紅顔の美少年では無くとも、鮮かな色の威しの腹巻を著け、白い鉢巻でもして居つた若武者が、三十五六の母性愛に満ちた打挂姿の母の前に、兩膝をついて暇乞をする。はふり落る涙を隠しながら、我子を鼓舞してゐた母は、振り返へりつゝ出で行く金助の姿の見える限りは見守つて居たが、今や其の姿の見えなくなつた瞬間聲を咽んで泣き崩れるのを、侍女たちが慰める。

小田原征伐は秀吉が其の前年の十一月に早くも諸國に令して、新春を期して

征討に參せしめ、自らは十八年の三月朔に京を出發してゐるのであるが、金助は其の父と共に、未だうら寒い二月の十八日に出陣したのである。小田原の北條氏は城に立て籠つて善く防ぎ、流石の秀吉も遂には長圍の戰略を用ゐる外はなかつたが、五月には小田原城を一町近くまで取巻き、且つボツボツ和議をなさしむる運動が始まり、六月廿四日には秀吉の使が行つて降伏を勧誘してゐるのであつて、越えて七月五日に至つて遂に開城することとなつたのである。金助が六月十二日に病死したとすれば、正に此の和議開始直前のことである。(春光院の堀尾病死すとあるから之に從ふ)かの横井源助淳誓なるものが、金助の遺物を故郷の母に賣したことは信じ難いにせよ、七月以後父の凱旋に先つて、誰人か金助の

肌身に附けた遺物を、其の最愛の母に携へ歸つたことは、最も有り得可きことである。彼と同じ年頃、同じ郷黨の人々が目出度く凱旋して來るに引きかへて、今や小やかなる片身の品に變り果てた金助を見た時に於ける彼の母の痛哭悲慟の有様は、我々の想像にも忍び難い所である。

年去り年來つて、金助の母は、夫吉晴にも後れ、白髪交りの老女になつてしまつたが、彼女の眼底に残つた金助は「十八になりたる子をたゝせて、又二目とは見なかつた浦若い金助の姿であつたのである。實にや金助は彼女に取つて、男子二人女子三人のうちの惣領であり、代へ難い獨り子ではないが、（春光院堀）心の傷手を醫する唯一の「時」の經過も、此の母には何の甲斐もなかつたと思はれる。金

助は彼女の十七八歳頃の子としても、其の三十三回忌の元和八年（西紀一六二二）には、彼女は既に七十歳に近い老年であつたのであるが、夫の在世の時、俊嚴院を建てた丈けでは満足せず、遂に殊勝にも發願して、かねぐ、信心の薄からぬ故郷尾張の熱田の宮の参道に當る街道筋に、此の裁斷橋を修造して、社會人類の爲めに廣く利益を與へると共に、忘れられぬ最愛の子を記念することとなつたのである。さて橋の落成した時には、或は彼女も群衆と共に渡り初めをなし、今我々が見る所の銘文の新しい鑿の痕に眺め入つて、再び其の悲しみを喚び返へしない。

三

今述べた所は私が裁断橋の銘文から、何等精しい風俗史の知識もなく、小田原戰史の考察をも試みる暇もなく、悉まゝなる想像の舞臺を描出したものに過ぎないから、其處に現はれる人物も、時代錯誤の衣裳を著けた時代劇の一齣中の人々に陥つてしまつたことを恐れるのである。加之、件の橋銘を読んで深く感動せしめられる人々に對しては、無用の説明を加へて、徒に其の自由なる詩的情操を散文的のものに破壊し去る以外に、何の効果もあるまいと思ふのであるが、斯の如き鮮明なる想像を脳裏に描出しながら、黙して之を語らない賢明と忍耐とは、私自身の持ち得ない所であることを、此處に白狀する外はない。

又た此の橋銘に就いて想ひ起こされるのは、古への希臘人の墓誌銘である。其の短くして而かも含蓄の深い文體の一には、墓前を通りかかる旅人を呼びかけて、墓中の人の語る體にしたものがある。かのスバルタの勇士レオニダス等の墓には、シモニデースの作なる

「旅人よ、行きてラコニヤ人に言傳てしてよ。」

國命に順ひて我等は此處に佇れぬと

と云ふ有名なる文句のあつたことは、皆な人の知る處であるが、カルフュルドスが一人の老翁の墓に

「我をな悲しみそ、旅人、われ死するとも嘆かるゝ理しなければ、

子の子をば我は残しぬ老の日まで伴れ添ひし我妹をも云々

とあるのも他の一例である。其の筋勁にして眞情の横溢してゐる處も、其の通りがゝりの旅人に「後の世の後まで此の書きつけ見る人念佛申し給へや」と呼びかけた處も、彼は相似た點があるではないか。而かも彼は二千餘年の昔有名なる専門詩人の詠する處であるに反して、是は近く數百年前名もなき武人の母の言葉に過ぎないが、其の人を動かす處に至つては、却つて彼に勝るものがあるかも思はれる。(帝國文學第十卷ノ二、四拙稿希臘の金石文參照)

さて我が國では奈良朝以來、唐土で出來上つた詞藻を借用して、漢文體の詩文を作り、虚偽の表出をすることに慣れて居つたのみならず、平安朝以來の國文國

歌の類も、多くは宮殿の女性の間に發達して、誇張と虚飾と形式の弊に陥らざるもののは殆ど稀であつた。然るに此の流弊から脱して、國民一般殊には下民社會の思想を赤裸々に表現しようとする運動が、室町時代の末葉から勃興し、戰國亂離の間を経て、桃山時代に於いて高張せられ、遂に江戸時代に至つて完成せられたことは、今更云ふ迄もない處である。就中桃山時代を率ゐた大人格豊太閤の風貌と思想とを、最も明白に反映したものは、彼の書翰文であると思ふ。

我が堀尾金助が病歿したと同じ小田原陣中から、秀吉が天正十八年五月一日附を以て大政所へ宛てた消息の最後には

「返すべく、我身こと御案じなさるまじく候、一段と息災にて御膳もあがり候ま

ま、御心やすく候べく候、そもそも様御遊山候て、氣をも慰み、若く御成り候て可給候云々(假名を漢字に改めたる所多し)。

とあるが如きは金助の母の場合とは反対に、老母を思ふ子の眞情を遺憾なく流露したものであるが、此の外同様の「エキスプレッション」は彼の消息の凡てに於て認められるのである。例へば慶長三年正月秀頼に送つた書中には「返すぐ御ゆかしく候まゝやがて參候と口を吸ひ可申候」なき云ひ、又た最期の遺言状には「秀頼事成立候様に、此書付の衆としん頼み申候、何事も此外は思ひ残すことなく候、返すぐ秀より事たのみ申候、五人の衆頼み申候、委細五人の物に申わたし候、名残惜しく候以上」とあり眞に人をして泣かしむるものがある。

秀吉の時とは稍、時代が遅れて、寛文年間のものと思はれる肥前平戸に残つてゐる所謂「ジャガタラ文」なるものは、聊か文飾はあるが矢張り至情の人を動かすものがある。例へば茶包みの伏紗の裏に「こしよろ」なる女性の書き付けた「日本戀しやがり、そめに立出で、又と歸らぬ故里と思へば、心も心ならず、涙に咽び眼もくれ、夢現とも更に辨へず候を、餘りの事に茶包み一つ進じまるらせ候、あら日本戀しや／＼」

とあるが如きは其の最なるものである。日本の古文書に詳しくない私には、秀吉の手紙と、此の「ジャガタラ文」と而して彼の金助の母の銘文とを、最も「タッチング」なる文章の三幅對とするに差支へがないと思はれるのである。

熱田の裁断橋其者は是から幾度となく架け換へられるであらう。其時には今少しき古雅な橋にして貰ひ度い。併し其の擬寶珠は刻り付けられた銘文と共に、青銅の鋸び朽ちるまで世に傳へられるに違ひない。擬寶珠は何時迄も此處に置いてもらひ度い。自轉車や自動車で忙しく此の橋の上を走る人には、銘文の有無さへ注意する暇はなからうが、姥堂に參詣して橋の袂に休らふ旅人は、茶店の主婦の汲み出す茶を飲みながら、煙草をくゆらす暇には、時折り眼の前の擬寶珠に眺め入つて、此の銘文を読み出すこともあるであらう。而して金助と其の母とを思ひ浮べて、暗涙を催ほす人の親と人と子が其處に屢々見出されるのであらう。而してなほ妙心寺の春光院に金助の木像のあることを知る人は、此處に

も參詣して彼等の善提を弔ひ度いと思ふに違ひない。それこそ此の裁断橋を修造した金助の母の志であつたのである。

(大正十五年四月、新生)

逸巖世俊禪定門桂眞

南化和尚

惜矣空遺身後名、仕官終合到公卿、看來黃壤不蘿壁、月在西湖夜々明、切惟逸巖世俊禪定門、紅顏綠髮玉振金聲、詠梅江南猶遺蔽芾甘棠之愛、看華洛下徒餘憇龍佳木之情、豈夫無令聞、而有令望、奈何有難弟而無難兄、只住人間纔十八年、不幸短命、不出門庭者三五步、本有圓成不原槐安廿年之夢、唯觀槿華一日之榮、有爲空無、何物本來真面目、理法界事法界、畢竟自己活眼睛、難然恁麼、向上別有寫真虛空紙上

桂枉底一句字、山僧直下、指呈指、真云、丹青國裏好歸去、萬事人間乾闥義、咄一咄。

〔附記〕裁斷橋の銘文は、其後中村直勝、島田貞彦兩君の厚意によつて、其の拓本を作ることが出来た。又春光院を訪問して、川上孤山和尚から堀尾氏に関する多くの資料を示教せられ、金助と其の父母の木像をも見ることを得たが、此等は他日別に發表し度いと思つてゐる。